

報告第18号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年3月27日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 清掃作業中に起きたフェンスの破損事故
- 2 事故の概要 平成29年2月27日品川区清掃事務所の職員が、品川区小山六丁目11番5号の共同住宅のごみ集積所でごみを収集する際、誤って集積庫の蓋を隣接する住宅のフェンスに接触させたことから、同フェンスを破損した。
- 3 損害賠償額 37,800円（修理費）
- 4 相手方 

